


報 告 書

調査・研究 テーマ	子どもの人権について
目 的	子どもの人権オンブズパーソン制度を知り、役割や導入について調査するため
内 容	<p>日 時：2023年7月14日（金） 10:00～11:30</p> <p>視察先：川西市役所 兵庫県川西市中央町12-1</p> <p>説明者：川西市子どもの人権オンブズパーソン 事務局 加茂 一哉 氏（市長公室人権推進多文化共生課） オンブズパーソン 長瀬 正子 氏（学識経験者・佛教大学 准教授） 調査相談専門員 平野 裕子 氏</p> <p>参加者：阪本 克己、添野 ふみ子、高柳 俊哉、三神 尊志、 西山 幸代、佐伯 加寿美、出雲 圭子、松本 翔、 佐々木 郷美、堤 日出喜、相川 綾香、永井 里菜</p> <p>報告書作成者：永井 里菜</p> 

概要

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例制定は1998年12月である。その背景には1980年代以降、学校内外での深刻ないじめや子どもの自殺等の社会問題の増大がある。他方、国際的な潮流として1989年11月に「子どもの権利条約」が採択され、日本は1994年4月に批准した。これらの状況をふまえ川西市教育委員会では抜本的ないじめ対策等のあり方についての検討・協議が進められた。1995年には「子どもの人権と教育」検討委員会を設置。当初の検討委員会メンバーは、大学名誉教授、弁護士、大学講師で構成。同検討委員会が「子どもの実感調査」（小6・中3対象）を実施した。その結果、いじめによって「生きているのがとてもつらいほどの苦痛」を感じた生徒がクラスに1～2人の割合で存在することが明らかになる。そのなかで、子どもの人権を守るための第三者機関等の仕組みの必要性が提起され、条例案の検討を積み重ね、人権オンブズパーソン条例が市議会にて全会一致で可決・成立した。

条例成立によって組織された子どもの人権オンブズパーソンは、いじめ・体罰・差別・不登校・虐待などに悩む子どものSOSを受け止め、あらゆる人権侵害から擁護・救済を図るために創設された公的第三者機関である。実施機関や当事者と利害関係を持たない「常設の第三者機関」として、『子どもの最善の利益』を実現できるように、当事者である子どもの心情を代弁し、子どもとその子どもに関わる大人たちを支援することを役割としている。相談、調整、調査、広報・啓発活動をする。

<人員体制>

- ・オンブズパーソン(地方自治法上の非常勤特別職)：3名
(法曹界、学識経験者、子どもの人権関係のNPO関係者等から)
- ・調査相談専門員(地方公務員法上の会計年度任用職員：通称 相談員)：4名
(平日週4日勤務し、オンブズパーソンのアシスタントとして日常的かつ継続的な活動に従事する。子どもや保護者等からの相談や申立てを最初に受けオンブズパーソンに報告し、相談の継続や調査活動にも携わる。そのうち1名がチーフ相談員となり、相談・調査等の関係機関との連絡調整等を担当する。)
- ・調査相談専門員(地方自治法上の専門員：通称専門員)：11名
(オンブズパーソン経験者から選任され、オンブズパーソンや相談員を助ける専門家(法律、医療、心理、学校教育、福祉等)。必要な専門的知見や情報提供が求められた時に活動)

概 要

・事務局職員(行政職)：2名

(オンブズパーソン及び相談員の業務の補佐や、事務局の庶務等を担当)

SNSによる相談は手軽で相談しやすいが、文字情報だけではその意味や本当の心が読みとれない。深く聞けず信頼関係が築かれない可能性があり現在は行っていない。

人員の選任は市長が委嘱する。任期は1期2年、最長6年である。週1回、受け付けた相談、申立て、調査等について話し合い課題整理を行う。

<相談活動>

市内の18歳未満の子ども(在住・在学・在勤)であれば、誰でも電話や面談で相談できる。

面談は、親子で一緒に相談はせず親はオンブズパーソン事務局内の相談室、子どもは子どもオンブズくらぶ相談ルーム(子ども向け相談室)で話を伺う。子どものニーズに応じて自宅や地域に訪問することもある。

<調整活動>

問題打開や解決に必要な場合、子どもや保護者等かの相談者から了解を得たうえで、学校関係者間の関係調整を図る活動を行う。子どもにとってより良い人間関係が新たに作りなおされていくよう「橋渡し役」を担う。

<調査活動>

問題解決等が困難と思われる場合や調査が必要と考えられるケース、子どもの擁護救済の「申立て」があった時などは、オンブズパーソンや相談員が関係機関に対して聞き取りを中心とした調査を実施する。また、本人からの申立てが無くても、オンブズパーソンの中で必要性を認める場合には自己の発意により、独自入手情報から調査を実施する場合もある。虐待などで保護しなければいけない場合は、児童相談所に連絡する。

<広報・啓発活動>

「子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること」というオンブズパーソンの職務に基づいて、広報・啓発活動に取り組み、制度とその活動を広く知ってもらおう。特に、異年齢の子ども同士が自由に語り合う場、居場所づくりとして「子ども☆ほっとサロン」の開催などに力を入れている(月1回土曜日に開催)。

<p style="text-align: center;">概 要</p>	<p>ケースの終結はなく、子どもが相談を希望する限りの間は続けていく。親と子どもの気持ちの違いがある場合は、親子間の調整をしている。最終的には子どもの思いを優先し、直接子どもが親に伝える場に相談員やオンブズパーソンが立ち会い、本人の思いを親に伝えることで解決に向かうこともある。</p> <p><今後の課題></p> <p>特に、市教委・学校におけるオンブズパーソン制度への理解と協力関係の促進である。関係機関と相互に連携し、オンブズパーソン独自の問題解決のあり方やプロセスそのものを共有していくなど、市教委・学校現場の関係者との対話や研修をより一層推進していく必要がある。</p> <p>また、条例上の課題として、市以外の県・民間等機関の事案にかかる調整・調査活動の円滑化がある。オンブズパーソンは、市の機関に対しての調査権、勧告及び意見表明権を有し、市の関係機関にも調査に協力する義務を課すとともに勧告や意見表明の尊重義務を課している。一方、県立高校等の市関係機関外に対しては、調査の協力依頼に留まっている。調査に一定の限界があり調査結果の通知や是正等は要望の範囲となっている。</p> <div style="text-align: center;">   </div>
<p style="text-align: center;">成 果 ・ 所 見</p>	<p>さいたま市では現状、子どもの人権オンブズパーソン制度設置に向けた検討は行われていない。しかし、子どもたちが友達、学校、家族のことなどで悩み苦しんでいる状況にある。いじめ、不登校、</p>

<p style="text-align: center;">成 果 ・ 所 見</p>	<p>虐待、自傷行為、ヤングケアラーなどの子どもたちにどのような支援が必要なのかについても、親や教員でない人だからこそ話することができるということが大切ではないか。</p> <p>本人の気持ちをベースとしながら何度も共に考えてくれる人がいること、子どもがいつでも気軽に駆け込み相談ができること、また、当事者でなくても気が付いた人なら誰でもオンブズパーソンに助けを求めことができること、などは重要である。子どもと一緒に今起きていることを整理して子どもの声をくみ取りながら、学校を含めた関係機関とも調整する第三者機関が必要ではないかと考える。</p> <p>今回の視察をふまえて、専門性の高い人材の登用など課題はあるものの、さいたま市でも子どもの人権オンブズパーソン制度設置について、議会における本会議、委員会での発言、また市長への政策要望等に盛り込んでいきたい。</p>
<p style="text-align: center;">会派基本方針</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 『誰ひとり取り残さない』視点での施策展開 4. すべての子どもに学びと成長の機会充実 5. 社会全体で子どもと若者を支えるまち 6. 子育て世代に行き届く支援体制の強化 13. 多様な価値観と人権尊重・ジェンダー平等の推進